

沼田市立中学校等部活動地域展開及び  
地域クラブ活動の推進等に関する計画

令和8年4月

沼田市教育委員会

## はじめに

- 本市の学校部活動においては、これまでに独自施策「教育部活」を推進し、「心・技・体」の調和のとれた望ましい活動をより一層充実させるために、特に、「心＝道徳性」の面をより重視した道徳的実践の場として、向上心や個性の伸長、思いやりや感謝、信頼、集団生活の充実など、道徳の内容項目を意識した取組を重視するとともに、結果主義的な指導や過度な練習を避け、生徒一人一人の存在を大切に活動に努めてきた。
- 「改革推進期間」（令和5～7年度）に、部活動改革が円滑に進むよう、「沼田市立中学校部活動地域展開推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定するとともに、沼田市地域クラブ活動推進協議会を設置し、基本的な考え方や取組方針を共有し、生徒のみならず地域住民が生涯にわたって、魅力あるスポーツ・文化芸術活動に取り組むことができ、教職員の負担軽減につながる環境整備の実現を目指してきた。
- 令和5年度に始まった部活動改革に係る「改革推進期間」も終わりを迎えようとしている。この期間、複数の関係団体が国の実証事業に参加するとともに、関係団体や市中体連等の創意工夫によって、多様な活動モデルが形成されてきた。一方、指導者の確保・育成、活動場所の確保と運営、活動場所への移動手段の確保、保護者等の負担軽減等、様々な課題も明らかになっており、思うように改革が進められていない競技等もある。
- 少子化が続き、学校の統廃合が進められる中、学校部活動を巡る状況は、厳しくなっている。今後も、中長期的に少子化が進行する見込みであり、このタイミングで部活動改革を加速させなければ、将来的に、子供たちのみならず、地域住民にとっても豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を保障できなくなってしまうことが懸念される。
- 文部科学省では、令和8年度から令和13年度までの6年間を新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することとし、令和7年12月には「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下、「国の総合的なガイドライン」という。）が示されている。また、群馬県においては、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する計画」（以下、「県の推進計画」という。）において基本的な考え方や具体的な取組方針等を示している。
- 本市においては、少子化やニーズの多様化などを考慮しながらも、地域のスポーツ・文化芸術活動全体を活性化させる取組が必要であるため、国及び県が推進する部活動改革の取組を注視し、学校教育の一環として実施されてきた部活動が、地域全体で生涯学習の一環として行われるスポーツ・文化芸術活動へと広げられるよう、学校・家庭・地域とが意思疎通を図り、協働・連携しながら「部活動の地域展開」を更に推進していく。このことにより、社会の変化に柔軟に対応することができる持続可能な新しいスポーツ・文化芸術活動を創造し、子供も大人も幸せを共有することができ、関わる全ての人々の人間的な成長と地域の活性化を推進していきたい。

# 第1 推進計画の背景・目的

## 1 背景

- (1) 少子化の進行により生徒数が減少し、学校統合が進められているが、部活動数についてはあまり変化しておらず、部活動ごとの部員数の減少が進んでいる。複数の学校で合同チームを編成している競技や、欠員のまま団体戦に出場している学校も複数存在するなど、学校部活動をこれまでどおりの体制で運営することは難しくなっており、学校や種目によっては存続が厳しい状況にある。
- (2) 部活動数が最も多い中学校と、最も少ない中学校では大きな差があり、スポーツ・文化芸術活動の体験機会の差は大きい。また、学校部活動だけでなく、地域クラブも含めて、活動場所や指導者等の確保に課題がある。
- (3) 学校の教職員が専門性や意思に関わらず、部活動の顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中で、より一層難しくなっている。

## 2 令和7年度 部活動設置状況及び学校統廃合の計画

(1) 沼田市立中学校における部活動設置状況（令和7年度）

(生徒数)	沼田中 (239)	沼田南中 (176)	沼田西中 (109)	沼田東中 (114)	池田中 (40)	薄根中 (165)	白沢中 (79)	利根中 (32)	多那中 (14)	
運動系 29 74	屋外	軟式野球	軟式野球	軟式野球	軟式野球	軟式野球	軟式野球	軟式野球		
		サッカー	サッカー	サッカー		サッカー				
		ソフトボール				ソフトボール				
		男子ソフトテニス	男子ソフトテニス	男子ソフトテニス		男子ソフトテニス	男子ソフトテニス	男子ソフトテニス		
		女子ソフトテニス	女子ソフトテニス	女子ソフトテニス	女子ソフトテニス	女子ソフトテニス	女子ソフトテニス	女子ソフトテニス	ソフトテニス	
屋内 45	総合運動									
		男子バスケットボール	男子バスケットボール	男子バスケットボール			男子バスケットボール			
		女子バスケットボール	女子バスケットボール	女子バスケットボール	バスケットボール	女子バスケットボール	女子バスケットボール	女子バスケットボール		
		女子バレーボール	女子バレーボール	女子バレーボール	女子バレーボール		女子バレーボール	女子バレーボール		
		男子卓球		男子卓球			男子卓球	男子卓球		
		女子卓球	女子卓球	女子卓球	卓球		女子卓球			
		男子柔道	男子柔道	男子柔道			男子柔道			
		女子柔道	女子柔道	女子柔道		柔道	柔道			
		男子剣道	男子剣道	男子剣道				男子剣道		
		女子剣道	女子剣道	女子剣道	剣道	剣道	剣道	女子剣道		
	文化系 8	吹奏楽	吹奏楽	吹奏楽	吹奏楽		吹奏楽			
		美術								
生活探究										
	18(+陸・スキ)	13(+水・陸)	14	6(+水・陸)	5(+水・陸)	11	9(+水・陸)	4(+陸)	2(+陸)	

※陸上(駅伝を含む)、スキー、スケートは季節限定の活動

(2) 学校統廃合の状況（参照「沼田市新たな学校づくり実施計画」）

R 8	沼田中	沼田南中	沼田西中	沼田東中	池田中	薄根中	白沢中	利根中	※多那中は白沢中へ
R 9	沼田中	沼田南中	沼田西中	※東中は沼中へ	沼田城北中		白沢中		
R 12	沼田中				沼田城北中		白沢中		
R 13	沼田中				沼田城北中		※義務教育学校(校名未定)		

### 3 目的

- (1) 少子化の中でニーズの多様化等が進む本市においても、全ての生徒が将来にわたり、自分のチャレンジしたいスポーツ・文化芸術活動に継続して取り組むことができる機会を整備・充実する。
- (2) 令和7年4月現在で配置している部活動指導員は5人に留まっており、専門的な知識・技能を有し指導ができる人材を確保するため、指導を希望する教員や地域の指導者が、継続して指導に従事できる仕組みづくりが求められる。
- (3) 「地域の子供は、地域で育てる」という意識の下、地域におけるスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、子供たちに持続可能で多様な体験機会を確保するとともに、多世代交流によって地域コミュニティの充実を図る。
- (4) 教員の在校等時間調査によると、部活動指導に係る負担が増していることが分かる。教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的に、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質を向上させる。

## 第2 推進目標

### 1 基本目標

市内全ての生徒が、幅広い世代とのコミュニケーションを通して、より良い環境の中でスポーツ・文化芸術活動に親しみ、従前の学校部活動の意義をさらに発展させ、心身の健全な育成等を図ることができるよう、部活動の地域展開（地域移行・地域連携）により、学校や地域の実情に応じた持続可能な環境整備を進める。また、地域住民が生涯にわたって多様なスポーツ・文化芸術活動の親しむ機会の確保に向けて環境整備を進める。

※地域展開…生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から、地域クラブ活動に展開すること。

地域移行…学校単位で実施されていた部活動を、地域のクラブや指導者へと移管すること。

地域連携…学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること。

### 2 期待される効果

学 校	生 徒	地 域
<b>教員の働き方改革</b>	<b>充実した活動</b>	<b>生涯学習の推進</b>
○時間外勤務の減少 →健康増進 研修時間の確保	○自分が希望する活動への挑戦 ○専門的な指導を受け自分磨き(技術力・体力・戦術対応力・人間力等の向上)、切磋琢磨	○持続可能なスポーツ・文化芸術活動の環境整備 →多世代のつながり
○授業準備等の時間の確保 →学力向上 授業力向上	○他地区の仲間や地域住民とのふれあい	○スポーツ・文化芸術活動に親しむの増加

### 3 年次目標

○令和8～13年度を「改革実行期間（前期・後期）」として設定する。

前期：令和 8～10年度

後期：令和11～13年度

年 度	目 標 内 容
令和5年度 〈改革推進期間1年目〉	学校や地域のニーズ、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、地域指導者等の現状を把握し、推進計画等を策定して周知するとともに、関係機関や運営団体・実施主体、学校等と推進計画の実現に向けた協議を実施するなどし、できるところから取組を始める。
令和6年度 〈改革推進期間2年目〉	地域クラブ活動の運営団体・実施主体、地域指導者等の現状を明らかにし、推進計画等を踏まえた取組（試験的な取組を含む）を始める。
令和7年度 〈改革推進期間3年目〉	推進計画等を踏まえた取組（試験的な取組を含む）を実施し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、地域指導者等の環境整備を進め、推進目標の達成を目指す。

年 度	目 標 内 容	
前 期	令和8年度 〈改革実行期間1年目〉	<p>令和11年度末までに、原則、全ての中学校に設置する全ての部活動において、休日の学校部活動の地域クラブ活動への地域展開完了を目指す。</p> <p>※学校・地域の実情等により地域展開が困難な場合は、「地域連携」を推進する。</p> <p>○推進計画等を踏まえ、「沼田スポカルDAY」等の試験的な取組を実施し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、指導者確保等の環境整備を進める。</p> <p>※沼田スポカルDAY…学校部活動を設定しない休日に、地域クラブ活動が主体となり、スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保する。</p> <p>(R8…年3回、R9…月1回、R10…月2回、R11…毎週)</p> <p>○部活動の地域展開により実施される地域クラブ活動について、「国の総合的なガイドライン」及び「県の推進計画」に基づき、認定を行う仕組みを構築する。</p>
	令和9年度 〈改革実行期間2年目〉	
	令和10年度 〈改革実行期間3年目〉	
後 期	令和11年度 〈改革実行期間4年目〉	<p>学校や地域の実情に応じ、全ての中学校等に設置する全ての部活動において、平日の学校部活動の地域展開の取組をできるところから進める。</p> <p>○国や県の動向を注視し、各種課題を解決しながら取組を推進する。</p> <p>○改革実行期間前期において試験的に実施された取組に対する成果や課題を検証した上で、改めて取組方針を策定し、更なる取組を推進していく。</p>
	令和12年度 〈改革実行期間5年目〉	
	令和13年度 〈改革実行期間6年目〉	

### 第3 成果指標

市立中学校等の学校部活動における地域展開の状況について、以下の指標で把握する。なお、以下の指標の他にも、適宜情報を収集し、検証する。

- 学校部活動の地域展開に取り組む部活動数の増加
- 生徒のみならず地域住民が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の増加

### 第4 推進計画の見直し

本推進計画について、改革実行期間における取組の進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行うこととする。

## 第5 基本方針

### 1 基本理念

これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、学校・家庭・地域が連携・協働して支えることにより、子供も大人も幸せを共有できるスポーツ・文化芸術活動の機会を保障し、関わる人々の人間的な成長と地域の活性化を目指す。

○部活動改革に当たっては、教職員の多忙な勤務状況を鑑み、公教育の再生等の観点を踏まえ、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ることなどについても考慮することが必要である。

○部活動改革を機に、中学校等の生徒のみならず、全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実につなげていくという視点が重要であり、各地域においてスポーツ・文化芸術に関する施策を総合的に推進する中で、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化等を目指し、部活動改革も計画的に進められることが期待される。

### 2 方針

基本理念の達成に向け、次の方針のもとに部活動改革及び地域クラブ活動を推進する。

#### (1) 方針1 自他を輝かせることのできる環境づくり ～インクルーシブ～

ア 学校部活動にはなかった新たなスポーツ・文化芸術活動にも取り組めるよう、地域の関係団体と連携し、多種多様なスポーツ・文化芸術活動を選択できる環境を整える。

イ 世代や性別の違い、障害の有無に関わらず、共に活動することで、様々な人とのコミュニケーションを通じて、つながりが生まれる環境を整える。

#### (2) 方針2 質が高く、持続可能な環境づくり ～連携・協働・意思疎通～

ア 誰もが安全・安心な活動ができる環境を整える。

イ 家庭の経済的な負担等の軽減に配慮した持続可能な仕組みを整える。

ウ 人格、経験、指導力等に優れた指導者を持続的に確保できる仕組みを構築するとともに、指導者自身が常に振り返り、学び続け、資質向上を図る研修体制を整える。指導者は、自身の考えを一方向的に伝えるのではなく、気付きを促し、成長に導いていく指導・支援を目指す。

エ 活動環境のさらなる向上に向け、関係団体との連携を図る。

オ 「国の総合的なガイドライン」に基づき、認定を行う仕組みを構築する。

#### 参照「地域クラブ活動の在り方及び認定制度」

##### 1 地域クラブ活動の在り方

●地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要。

- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るところであり、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域の実情等に応じた適切な形態等で実施することが重要

＜学校部活動が担ってきた教育的意義の例＞

- ①スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。
- ②体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。
- ③自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ④自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ⑤互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

＜地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値の例＞

- ①生徒のニーズに応じた多種多様な体験（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む。）
- ②生徒の個性・得意分野等の尊重
- ③学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ④地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ⑤適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- ⑥学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導 等

- ・ 地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とするものであることに留意すること。
- ・ 学校部活動と同様、地域クラブ活動は、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意すること

## 2 地域クラブ活動に関する認定制度

### (1) 趣旨

- 部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国が本ガイドラインにより示す認定要件及び認定手続等に基づき、市区町村等において認定を行う仕組みを構築する。
  - 認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称する。
- ※認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす

### (2) 想定される認定の効果

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援  
(財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等)
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の積極的な許可
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加（地方公共団体における交通費・宿泊費の支援

やスクールバスの活用、大会参加規程の見直し等)

### (3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）

#### 【認定要件】

- ①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。）
- ②適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④適切な指導の実施体制が確保されていること（日本版 DBS の活用を含めた不適切行為の防止徹底、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度により登録された指導者による指導等）
- ⑤適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥適切な運営体制が確保されていること
- ⑦学校等との連携が適切に行われていること

※円滑な実施の観点から、一定の経過措置を設定（原則として令和8年度末まで）。

※市区 町村等が、地域の実情に応じて、上記に加えて独自の要件を設定することも考えられるが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意。

#### 【認定手続等】

- 地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請書等を取りまとめて市区町村等に提出。市区町村等は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定を実施。
- 認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定。
- 市区町村等は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取消しを実施。

※「国の総合的なガイドライン」より一部抜粋

### (3) 方針3 「心・技・体」の調和のとれた成長に寄り添う体制づくり ～運営ルールの遵守～

ア 学校が策定する部活動の運営方針及び活動計画について、関係者全員で共通理解を図るとともに、保護者や地域の方から理解と協力を得られるよう、積極的な情報発信に努める。

イ 指導に当たっては、生徒との信頼関係を構築し、生徒同士が互いに尊重しながら活動を進められる練習環境をつくる。

ウ 「適切な部活動の運営に向けて」（沼田市教育委員会 令和2年4月改正）を踏まえ、生徒の心身のバランスのとれた部活動の運営と、教職員の負担軽減や長時間労働解消のためにも、計画的に休養日や活動時間等を設定する。

- (ア) 週2日以上(平日の1日、土・日曜日のいずれか1日)の休養日を設定する。  
 ※ 大会等への参加などにより、土・日曜日にやむを得ず活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。
- (イ) 長期休業中の土・日曜日は休養日とする。また、学校閉庁日に合わせて、部活動を行わない期間を設定する。  
 ※ 全国大会等への参加などにより、土・日曜日にやむを得ず活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。
- (ウ) 平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の土・日曜日を含む)は3時間程度で活動を終わることとする。
- (エ) 練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮し、休養日を適切に設定し、無理のないように活動する。
- (オ) 原則として、朝練習は実施しない。
- エ 生徒の技能向上及び心身の健康、教職員の長時間労働の解消に配慮し、参加する大会等の精選を図る。
- オ 部活動は学校教育の一環であり、体罰は絶対にあってはならない。また、生徒の人間性や人格の尊厳を否定するような言動も許されない。

**(4) 方針4 心を磨く環境づくり ～道徳性の涵養・「人間力の向上なくして技術力の向上なし」～**

ア 「心＝道徳性」の成長に資する「教育部活※」の精神を重んじる環境を整える。

※ 沼田市教育委員会が継承してきた独自施策で、「心・技・体」の調和のとれた活動の中で、特に、「心＝道徳性」の面を重視し、道徳的実践の場として位置付けた部活動を推奨してきている。

**道徳科の内容項目 参照「中学校学習指導要領」(文部科学省)**

**A 主として自分自身に関すること**

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| 1 自主・自律、自由と責任 | 2 節度、節制         |
| 3 向上心、個性の伸長   | 4 希望と勇気、克己と強い意志 |
| 5 真理の探究、創造    |                 |

**B 主として人との関わりに関すること**

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 6 思いやり、感謝 | 7 礼儀      |
| 8 友情、信頼   | 9 相互理解、涵養 |

**C 主として集団や社会との関わりに関すること**

- |                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| 10 遵法精神、公德心             | 11 公正、公平、社会正義       |
| 12 社会参画、公共の精神           | 13 勤労               |
| 14 家族愛、家庭生活の充実          | 15 よりよい学校生活、集団生活の充実 |
| 16 郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度 |                     |
| 17 我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度 |                     |
| 18 国際理解、国際貢献            |                     |

**D 生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること**

- |            |              |
|------------|--------------|
| 19 生命の尊さ   | 20 自然愛護      |
| 21 感動、畏敬の念 | 22 よりよく生きる喜び |

- イ 自主的・主体的な参加による活動を通して、目標の実現や課題解決に向け、仲間と励まし合い、高め合う中で、協力性や自己指導能力等を育成する環境を整える。
- ウ 結果主義ではなく、スポーツや文化芸術活動を通じて「人」としての成長を目指し、活動中だけではなく、活動終了後も輝く人生を送れるよう、自分で考え、行動できる人間の成長に資するとともに、関わる人全てが成長していると思える環境を築く。

## 第6 具体的な取組

### 1 参加対象者

沼田市立中学校等（義務教育学校を含む）の生徒のうち、従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に参加していない生徒、運動や歌、楽器演奏、ダンス、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒など、希望する全ての生徒を想定する。

### 2 運営団体・実施主体※

生徒のみならず、地域住民が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、多様な世代とのコミュニケーションを通して、従前の学校部活動の意義をさらに発展させ、生徒の心身の健全育成等を図ることのできる、よりよい地域スポーツ・文化の振興を目指す。

そこで、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校や家庭等の関係者の理解と協力の下、生徒が主体的に参加できる多様な地域クラブ活動の環境を整備する。

※ 運営団体…実施主体（各地域クラブ活動）を統括する団体・組織のこと

実施主体…個別の地域クラブ活動を実際に行うクラブのこと

運営団体と実施主体が、同一の団体となる場合も考えられる

#### (1) 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

##### ア 地域スポーツ団体

総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学などに加えて、地域学校協働本部、保護者、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体なども含め、多様なものとする。

##### イ 地域文化芸術団体

文化協会、文化芸術団体等に加え、地域学校協働本部、保護者、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体なども含め、多様なものとする。

#### (2) 関係者間の連携・協働体制の構築

ア 学校の設置・管理を行う沼田市教育委員会事務局の教育総務課及び学校教育課、文化芸術活動や地域スポーツを振興する生涯学習課及びスポーツ振興課、市長部局をはじめ、幅広い関係団体等（地域スポーツ・文化芸術団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ推進委員、市中学校体育連盟、学校、保護者、地域学校協働本部等）の関係者からなる「沼田市地域クラブ活動推進協議会」において、定期的かつ恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

なお、利根沼田地域における複数の町村を含む広域的な連携や協働体制の構築も視野に入れる。

イ 地域内や学校区内等の地域クラブ活動の運営団体・実施主体、指導者等の現状を把握するため、関係者の協力を得て、アンケート調査や聞き取り調査、協議等を実施し、現状をまとめ、運営団体・実施主体等の整備に活用する。

ウ 国の総合的なガイドラインや県の推進計画等を踏まえ、推進計画等を改訂し、地域クラブ活動の運営主体や実施主体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境、具体的な取組の内容、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

エ 学校部活動の地域展開への現状や推進計画等を情報発信し、地域住民や学校の教職員、生徒や保護者等の理解を得ながら推進する。

オ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会の日程等)及び毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を策定し、公表する。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

### (3) 地域クラブ活動に関する認定制度の構築

部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国の総合的なガイドラインが示す要件及び手続等に基づき、認定を行う仕組みを構築する。

## 3 具体的なスケジュール

令和8～13年度を「改革実行期間(前期・後期)」として設定し、令和11年度末までに、原則、全ての中学校に設置する全ての部活動において、休日の学校部活動の地域クラブ活動への地域展開完了を目指す。また、平日については、学校や地域の実情に応じ、できるところから進める。

### (1) 令和8年度〈改革実行期間1年目〉

ア 沼田市地域クラブ活動推進協議会において、令和7年度までの取組の成果と課題を検証し、改革実行期間中の取組等について方向性を確認する。

イ 国の「部活動の地域展開等推進事業」に参加し、将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する。

ウ 地域クラブ活動に関する認定制度を構築する。

エ 協議会等において、定期的に情報共有を行い、緊密に連携・協働する。

オ 8・10・11月の最終土・日曜日は、原則、学校部活動を設定せず、地域のスポーツ・文化芸術団体等が運営団体・実施主体となる「沼田スポカルDAY」を実施する。

カ 生徒及び保護者、学校の教職員、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、地域指導者、市民等に向けて、学校部活動の地域展開等に係る情報等を積極的に発信し、理解を深められるように努める。(次年度以降も同様に取り組む。)

### (2) 令和9年度〈改革実行期間2年目〉

ア 沼田市地域クラブ活動推進協議会において、「沼田スポカルDAY」等、令和8年度中の取組における成果と課題を検証し、今後の取組等について確認する。

イ 中学校に設置する全ての部活動に係る種目等において、毎月1回以上の「沼田スポカルDAY」実施する。

### (3) 令和10年度〈改革実行期間3年目〉

ア 沼田市地域クラブ活動推進協議会において、「沼田スポカルDAY」等、令和9年度中の取組における成果と課題を検証し、今後の取組等について確認する。

イ 中学校に設置する全ての部活動に係る種目等において、毎月2回以上の「沼田スポカルDAY」実施する。

### (4) 令和11年度〈改革実行期間4年目〉

ア 沼田市地域クラブ活動推進協議会において、「沼田スポカルDAY」等、改革実行期間前期3年間の取組における成果と課題を検証し、後期3年間の取組等について確認する。

イ 休日は、原則、学校部活動を設定せず、地域のスポーツ・文化芸術団体等が運

営団体・実施主体となる「沼田スポカルDAY」を実施する。

ウ できる部活動から、恒常的に平日の活動を地域クラブ活動へ移行する。

#### (5) 令和12・13年度〈改革実行期間5・6年目〉

ア 沼田市地域クラブ活動推進協議会において、令和11年度中の取組における成果と課題を検証するとともに、国や県の動向を注視しながら、各種課題の解決に向けて取組内容を検討する。

イ できる部活動から、恒常的に平日の活動を地域クラブ活動へ移行する。

#### (6) 令和14年度以降

ア 改革実行期間において実施された取組に対する成果や課題を検証した上で、改めて取組方針を策定し、更なる取組を推進していく。

イ 令和13年度までに地域展開できなかった部活動においても、順次、平日の活動を地域クラブ活動へ移行していく。

ウ 利根沼田地域における複数の町村を含む広域的な連携や、協働体制の構築も視野に入れ、情報共有等に努める。

### 4 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の適切な運営及び整備充実

地域における多様な受け皿を確保するため、市は、地域クラブ活動の持続的・安定的な運営に向け、地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び地域指導者等に対して、国の総合的なガイドライン、県や市の推進計画等を踏まえた適切な運営・指導になるよう支援や助言を行う。

#### (1) 適切な指導の実施

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は「教育部活」推進に係る理解を深めるとともに、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、指導者による体罰及びハラスメントが根絶されることが必要である。

#### (2) 活動内容及び適切な休養日等の設定

#### (3) 活動場所

ア 公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけでなく、学校や廃校施設等を活用することが考えられる。

イ 学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等も視野に入れた研究に努め、安定的・継続的な運営を促進する。

ウ 地域クラブ活動を行う団体等に対して、市有設等について低廉な利用料を認めたり、利用ルールを策定したりするなどして、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。

#### (4) 活動場所への移動手段の確保

地域クラブ活動の活動場所が、参加者の所属する中学校等以外となる場合や、複数の中学校等の生徒が一体となって地域クラブ活動を実施する場合等においては、活動場所への移動手段の確保が課題となる。多くの参加者が集まりやすい活動場所の確保、スクールバス等の既存の送迎車両の有効活用、地方公共交通との連携等の観点から、関係部局等で連携しながら検討・対応する。

#### (5) リスクマネジメント(保険加入を含む)に関する支援

リスクマネジメントを行う運営主体及び実施主体を明確にし、けがや事故が生じても適切な補償が受けられるよう、指導者や参加する生徒等に対して、保険や個人賠償責任保険※への加入するよう促す。

※ 当面は、学校部活動と地域クラブ活動とが併存することが想定されるため、学校における独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度と同程度の補償内容で

あることが望ましい。

#### (6) 障害のある生徒の活動機会の確保

- ア 障害の有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくために、障害がある者が地域クラブ活動に参加することを想定して、各種取組を進める。
- イ 指導者は、指導に当たっての留意点等を把握・理解し、生徒が学校とは異なる環境においても安全・安心して活動できるよう、学校の教職員や保護者、多様な関係者と連携し、障害の特性に応じた配慮や工夫を行う。

### 5 指導者の確保と質の向上

学校部活動の地域展開とともに、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とするため、運営団体・実施主体等の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化的分野に取り組めるプログラムの確保、質の高い指導者の確保等に取り組む。

#### (1) 人材バンクの設置及び運営

- ア 活動内容の質的な向上が図られるよう、国の総合的なガイドラインが示す認定地域クラブ活動指導者認定制度の考え方を踏まえ、スポーツ・文化芸術団体の指導者、部活動指導員、退職教職員、公認スポーツ指導者資格等を有する指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域で文化芸術活動しているアーティスト、企業関係者、地域おこし協力隊等、地域の多様な人材等から、子供・保護者等から信頼される指導者を確保・育成する。
- イ 県が運営する「ぐんま部活動・地域クラブ活動 指導者・サポーターバンク」を参考に、指導者の発掘・把握に努める。

#### (2) 指導者の養成及び資質向上

生徒や地域の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。特に、指導者に対し、日本スポーツ協会が推奨する「プレーヤーズセンタード」の概念を踏まえ、スポーツや文化芸術活動に取り組む生徒を中心にしながら、それを取り巻く周囲の人々の Well-being(良好・幸福な状態)も意識しながら、関係者と連携・協働して成長に導くことを求める。

- ※ 「プレーヤーズセンタード」…プレーヤーだけでなく、取り巻く関係者(指導者等)自身も、それぞれの Well-being(良好・幸福な状態)を目指しながらプレーヤーをサポートしていくという概念。

#### (3) 教職員の兼職・兼業

- ア 兼職兼業申請の手続きについて
  - (ア) 地域クラブ活動への従事を希望する教職員は、勤務条件等が明示された書類等を示すなど、校長へ事前に相談を行う。
  - (イ) 校長は、当該教職員の本務への支障の有無を確認した上で、市教育委員会へ申請する。
    - ※ 詳細については、国の「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」及び「副業・兼業の促進に関するガイドライン」、県の「地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可を受けるための事務手続き」等を参照し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体等と連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。
- イ 許可基準について
  - (ア) 国が示す手引きや県の示す参考資料等を活用し、兼職・兼業の許可を判断し

(本人の意思の尊重、勤務校における本務への影響の有無、健康への配慮等の確認)、地域クラブ活動での指導を希望する教職員等が円滑に兼職・兼業の手続きを行えるよう、学校に支援・助言する。

- (イ) 許可基準については、本務校における「時間外在校等時間」と地域クラブにおける「労働時間」の通算時間について、「市町村立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」や「市町村立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドライン」等を踏まえ、1か月の時間外在校等時間の合計時間が45時間以内及び年間の合計は360時間以内となることを原則とする。ただし、大会の引率等で45時間を超える場合であっても、複数月で80時間以内を上限とする。

ウ 許可を判断する際の留意事項

- (ア) 児童生徒の学びの保障や、教職員の健康管理の観点等の学校運営に支障がないことはもちろんのこと、保護者や地域住民への説明責任を果たせるような勤務姿勢であることを確認する。
- (イ) 教育委員会や校長は、大会運営に従事する教職員等の服務上の扱いの明確化や兼職・兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職・兼業等の適切な勤務管理を行う。
- (ウ) 教育委員会や校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教職員等を含め、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職・兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教職員の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職・兼業等の判断を行う。

## 6 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- (1) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定したり、送迎面の配慮を行ったりするとともに、経済的に困窮する家庭における生徒の参加費用の支援等の取組について検討を進める。
- (2) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や寄附等の支援を受けられるよう、体制の整備や家庭の参加費用の負担軽減に資する取組について検討を進める。

## 7 生徒の安全確保

- (1) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、練習や大会等の実施が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の客観的な数値を示す。
- (2) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び大会等の主催者は、天候不順等により練習や大会日程等が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数や発表の調整、途中で大会やコンクール等を打ち切るなど、参加者の体調管理を最優先に対応する。

## 8 学校部活動の在り方

- (1) 「適切な部活動の運営に向けて」（沼田市教育委員会 令和2年4月改正）を踏まえ、各学校では、適切な活動時間・休養日の設定を含めた学校部活動に関する方針を策定する。校長は、学校部活動の活動方針等をホームページなどで公表するとともに、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- (2) 部活動指導は教師以外が積極的に参画すべき業務であることから、部活動指導員等を配置するとともに、生徒数や部活指導に携わる者の配置状況等を踏まえ、部活動数の適正化等を行う。
- (3) 部活動の開始・終了時刻の繰上げ等、校時表等を工夫し、活動時間を教師の勤務時間内で適切に設定する等、教師の負担が過度とならないよう十分に留意する。
- (4) 「沼田市立義務教育諸学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（沼田市教育委員会 令和8年3月）を踏まえ、個々の教師の時間外在校等時間の状況にも留意しつつ、適切に勤務時間管理や業務改善等を実施する。

## おわりに

人の生涯の中で、小・中学生の年代は、心身を磨き伸ばす意義の大きい大切な時期であり、中学校等の部活動は、教育的意義を有し、長年にわたり多くの生徒や保護者、教育関係者が関わってきたものである。これまでも様々な課題が指摘されてきた中、部活動はいつの時代も社会的に関心の高い活動である。しかし、学校部活動を巡っては、多くの地域において、少子化の影響により、持続可能な体制ではないという危機感が共有されつつある。

国及び県は、「150年に一度の改革」として、子供たちがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる豊かな機会を確保するため、学校部活動の地域展開の方向性と対応策について示している。本市においては令和5年度より取組を進め、地域展開する部活動においては、学校・家庭・地域の連携・協働により、子供も大人も幸せを共有できるスポーツ・文化芸術活動の場を創造し、関わる人々の人間的な成長と地域の活性化を目指している。

このたび、3年間に渡る改革推進期間の取組を踏まえ、推進計画を改訂し、将来にわたり子供たちにスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる豊かな機会を確保できるよう、子供たちの視点に立ち、強い覚悟と決意をもって学校部活動の地域展開の方向性と対策を示したところである。変化が激しく、多様化・複雑化する課題が山積する時代の中、現時点で考えられる方向性の大枠を示したものであり、様々な事情を抱える学校現場や地域において、部活動改革を進めるための選択肢を示し、複雑に絡み合う諸課題を解決していくために、複数の道筋や多様な方法があることを示したものである。

市としては、本推進計画及び学校の統合等を踏まえつつ、本市の実情に合わせて様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らしたりして、生徒や保護者、地域等の理解を得つつ、段階的に取組を推進していきたい。